公　告

諸　事　項

工場財団

大阪市中央区久太郎町四丁目１番３号**ユニチカ株式会社**の工場財団に京都府宇治市宇治戸ノ内５番地ユニチカ株式会社宇治事業所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年１月22日

京都地方法務局宇治支局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年１月22日

東北地方整備局長　西村　　拓

1　処分をした年月日　令和７年11月７日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ScutSystem　鈴木　尚人　山形県長井市今泉548―３　国土交通大臣許可（般―04）第24685号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（塗装工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　令和７年11月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告